

110th Anniversary

平成28年は  
道有林が明治39年に創設されてから  
110周年にあたります

# 道有林 創設 110周年

道有林は  
道民の共通の財産として  
さまざまな時代の要請に応え  
地域の振興と道民の生活の向上に貢献してきました

## 道有林って？

道有林は「北海道有林野」の略称で、北海道が所有し、整備及び管理をしている森林のことです。

道有林の面積は約61万ヘクタールあり、これは東京都面積の約3倍の広さで、北海道の土地面積の約8%、森林面積の約11%を占めています。



since 1906

## 創設された経緯は？

明治39年（1906年）から大正11年（1922年）までの間に、国から「模範林」と「公有林」が譲与され、これら模範林と公有林を併せて創設されたのが道有林です。

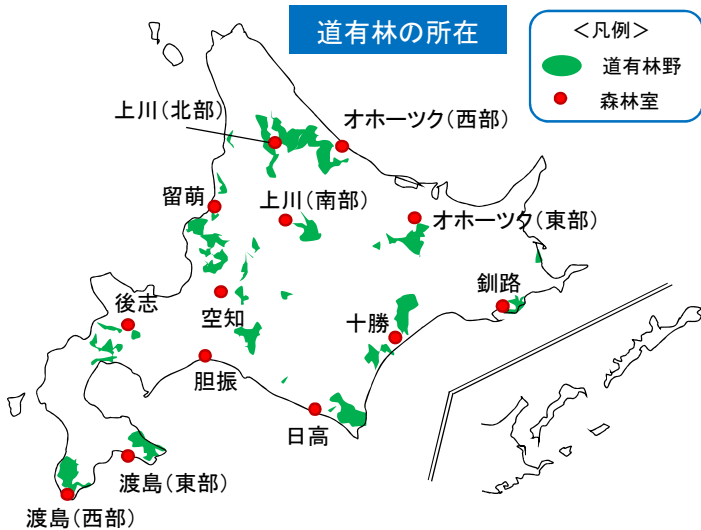


# 道民共通の財産である道有林を次の世代へ!

森林は、国土の保全や水源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材の生産等の多面的機能を有しており、その発揮を通じて私たちの生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」です。

本道の森林の1割を占める**道有林**は、**道民共通の財産**として地域の振興や道民の生活の向上に貢献しながら、北海道の歴史とともに歩んできました。

道では、道民の皆様から負託された**道有林**を、これからも適切に整備・管理し、年輪を一つひとつ重ねながら、地域に親しまれ、地域に誇れる森林として、**次の世代**にしっかりと引き継いでまいります。



**管理区面積**

管理区	面積(ha)
空知	68,444
後志	42,668
胆振	33,344
日高	48,390
渡島東部	36,011
渡島西部	47,801
上川南部	36,871
上川北部	81,559
留萌	25,475
網走東部	41,860
網走西部	66,269
十勝	64,972
釧路	14,362



北海道では、**道有林基本計画(H25～H34)**に基づき、3つの**基本方針**に沿って、道有林の整備・管理を進めています。

## <基本方針>

- 公益的機能を維持増進する森林の整備・管理の推進
- 地域の特徴を生かした森林資源の多面的な活用の推進
- 道民や地域と連携した森林づくりの推進



## 道有林の変遷

明治39	明治40	明治44	大正11	昭和22	昭和24	昭和31	昭和33	昭和37	昭和40	昭和41	昭和51	昭和61	平成4	平成6	平成8	平成9	平成14	平成16	平成18	平成22	平成28	
国から「模範林」一八万八千ヘクタールの譲与を受ける	模範林九箇所に北海道道地方費森林事務所を設置	国から「公有林」四五万ヘクタールの付与が決定、逐次交付が始まる	「公有林」の編入が完了	「北海道道地方費有林」から「北海道有林」に改称	一四の林務署を設置	名寄林務署を分割し、美深林務署を新設	道有林創設五〇年	池田、興部林務署を分割し、それぞれ浦幌、雄武林務署を新設	岩見沢、滝川林務署の一部を分割し、当別林務署を新設	企業会計方式を導入	道有林創設六〇年	道有林創設七〇年	道有林創設八〇年	当別林務署を廃止し、岩見沢林務署に統合	各林務署の事業所を廃止	道有林創設九〇年	一七林務署から一三道有林管理センター、四林務署に再編	道有林創設一〇〇年	道有林創設一〇〇年	支庁制度改革に伴い、森づくりセンターから「森林室」に改称	道有林創設一一〇年	道有林創設一二〇年



北海道は、**道有林創設110周年**を記念して、平成28年5月に開催された「G7伊勢志摩サミット」の運営等に係る温室効果ガス排出量をカーボン・オフセットする取組に対し、道有林のオフセット・クレジット**400トン**を提供しました。



道有林の整備・管理などに関するご質問やお問合せは、どうぞお気軽にお近くの森林室へ